

中小企業政策審議会 中小企業経営支援分科会

第2回経営支援部会

議事録

中小企業庁経営支援部経営支援課

中小企業政策審議会 中小企業経営支援分科会
第2回経営支援部会
議事次第

日 時：平成24年8月6日（月）10:30～12:01

場 所：経済産業省 別館11階 1120号会議室

1. 開 会

2. 議 事

- ①最近の動向について（未来会議取りまとめ、未来部会の開催、日本再生戦略について）
- ②中小企業経営力強化支援法に基づく基本方針（案）について

3. 閉 会

○鶴田部会長 定刻になりましたので、ただいまより「中小企業政策審議会 中小企業経営支援分科会 経営支援部会」を開催させていただきます。

本日は、御多忙のところ、御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

私は全国中小企業団体中央会の鶴田でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、ここで着席をして、議事を進行させていただきますので、よろしくお願いいたします。

本日は、未来会議のとりまとめ、未来部会の開催等、最近の動向について報告していただくとともに、中小企業経営力強化支援法に基づく基本方針について審議していただくこととしております。委員の皆様の活発な御議論をお願いいたします。

それでは、まず本部会の開会に当たりまして、中小企業庁の徳増経営支援部長よりごあいさつをいただきたいと存じます。お願いします。

○徳増経営支援部長 おはようございます。

本日は、お盆前の大変お忙しい時期にもかかわらず、多数、御出席をいただきまして、大変ありがとうございます。

本部会につきましては、震災発生以降、なかなか本会議が開催できずに、本年4月に2年ぶりほどで会議を開催させていただいたところでございます。今回は急なお呼びかけにもかかわらず、御出席をいただきまして、大変ありがとうございます。

本部会におきましては、前回4月のときにも御紹介させていただきましたが、“ちいさな企業”未来会議を無事終え、報告書を取りまとめさせていただいておりますので、その点についても御報告をさせていただきますとともに、7月末、先週でございますが、政府でとりまとめられました日本再生戦略の中で、グリーン、ライフ、農林漁業を支える中小企業ということで、今後、日本の再生に向けた重要な4つのプロジェクトの1つに、中小企業というものが位置づけられたところがございます。そういった点についても、御報告をさせていただきたいと思っております。

それと、今日の本題ではございますが、中小企業経営力強化支援法が国会の御審議をいただいて成立し、これから本格的な施行に向けて進めてまいりたいと思っておりますけれども、それに伴います基本方針の改正について御議論いただきたいということでございます。経営支援部会を通じまして、今、非常に厳しい状況で、また変化の激しい状況にある中小企業に対する経営支援について、御審議をいただき、政策を立案させていただきたいと思っておりますので、忌憚のない御意見をお願いいたしまして、本日の会議、よろしくお願いいたします。

○鶴田部会長 徳増部長、ありがとうございました。

本日の部会には、新たに御就任されました委員の方々もいらっしゃいますので、事務局より御紹介をお願いいたします。

○高島経営支援課長 それでは、お配りしております資料1の名簿順に、新たに経営支援部会の委員に御就任されました委員の方々の御紹介をさせていただきます。

中小企業基盤整備機構の理事長でいらっしゃいます、高田担央委員でございます。

○高田委員 よろしく願いいたします。

○高島経営支援課長 次に、社団法人中小企業診断協会会長でいらっしゃいます、福田尚好委員でございます。

○福田委員 福田でございます。よろしく願いいたします。

○高島経営支援課長 以上、2名の方が、新たに経営支援部会委員として御就任されています。

部会長、もしお許しをいただければ、部屋が暑いのですので、上着をお取りいただいてもよろしゅうございますか。

○鶴田部会長 どうぞ。

○高島経営支援課長 以上でございます。

○鶴田部会長 今、課長からお話ございましたように、暑いので、御自由に上着を取っていただいて、リラックスした格好で御審議いただければありがたいと思います。

ありがとうございました。

続きまして、事務局より配付資料の確認をお願いいたします。

○高島経営支援課長 それでは、お手元の資料の確認をさせていただきますので、お手数ですが、お手元の資料をごらんください。

資料1として「委員名簿」が配れておるかと思えます。

資料2として「中小企業政策審議会への諮問について」。資料2で諮問文が配られています。

資料3-1といたしまして、横長でございますが「“ちいさな企業”未来会議取りまとめについて」が付いているかと思えます。

資料3-1で同じなんですけど、本体でございますけれども「“ちいさな企業”未来会議取りまとめについて」が付いてございます。お配りしておりますものに（案）と付いているかと思えますけれども、事務局の不手際で申し訳ございません、これが成案でございます。

資料3-2が出てまいりますが「“ちいさな企業”未来部会における主要検討課題について」という横長のペーパーでございます。

資料3-3といたしまして「日本再生戦略について」という、7月31日付のちょっと分厚い文書が付いておるかと思えます。

資料4-1といたしまして「中小企業経営力強化支援法の概要について」ということで、横長のペーパーが付いているかと思えます。

資料4-2といたしまして「中小企業経営力強化支援法の施行に向けた取組みについて」が付いているかと思えます。

資料4-3ということで、縦長の1枚紙ですけれども「経営基盤強化計画の廃止について」が出てまいります。

資料4-4といたしまして「中小企業経営改善計画策定支援研修（案）」が付いてございます。

その先は参考資料でございます、ちょっと長い名前ですが、参考資料1として「中小企業経営力強化支援法の施行に係る政令・省令・告示案に関するパブリックコメントの概要」というペーパーが付いてございます。

参考資料2といたしまして「中小企業経営力強化支援法の基本方針【新旧対象条文】(案)」が出てまいるということでございます。

以上、そろっておりますでしょうか。欠けておるもの等はございませんか。よろしゅうございますでしょうか。

以上でございます。

○鶴田部会長 ありがとうございます。

それでは、議題に移りたいと思います。

議事は、最近の動向として、“ちいさな企業”未来会議、また“ちいさな企業”未来部会及び日本再生戦略について、事務局より簡単に説明をお願いいたします。

○高島経営支援課長 それでは、少々だけお時間をちょうだいいたしまして、資料の説明をさせていただきます。

資料3-1の横長の「“ちいさな企業”未来会議（“日本の未来”応援会議～小さな企業が日本を変える～）取りまとめ（案）」をお手元にお出しただけだと思います。これも「取りまとめ（案）」となっておりますけれども、現時点では成案でございます。

1ページに「目次」が出てまいります。

2ページ「小さな企業をしっかりと支援するための施策を再構築」と書いてございまして、何点かポイントが書いてございます。

一番上の四囲みでございますけれども、小さな企業に焦点を当て、それぞれの企業の実情に応じたきめ細かな支援を実施するという。これまでの中小企業政策を真摯に反省するということが出ております。将来のグローバル企業の芽となる企業+地域に根づき、柔軟で機動的な活動で地域の雇用・需要を創出する企業も応援するというところでございます。

上から2番目の箱で、若手・青年層・女性層の活力の発揮ということで、若手・女性の創業、一度休業した女性の方の職場体験ということが書いてございます。

上から3つ目の箱でございますけれども、小さな企業自身の自立・自活・努力も重要だということが書いてございます。

一番下の箱でございますけれども、これは私どもの反省点でございますが、申請手続の簡素化でありますとか、支援期間の長期化、補助金の小口化といったことも課題であるということで、現場の生の声を受け止めるべきだということが書いてございます。

3ページでございます。今、ぱっと申し上げたことが一つひとつ書かれています。多少敷衍して書いてございますけれども「小さな企業に対する経営支援体制を万全な体制へ」

ということでございまして、左上の四角囲みでございしますが、どんな悩みも解決できる新たな知識サポートを実現するために、地域金融機関でありますとか、税理士さんでありますとか、更に先輩経営者、その他も加えた仕組みを地域で構築できないかということでございます。

右側の一番上の枠囲み、どこが頼れる支援機関かをわかりやすく示す仕組みを創設すべきだ。

真ん中でございますけれども、小さな企業をサポートする既存の支援機関も利用し易くすべきだということで、現場力、認知度の向上でありますとか、中小企業診断士の専門分野の明示といったことも課題とされております。

一番下でございますけれども、ITクラウドを駆使して経営改善の支援を強化できないかということも書いてあるわけでございます。

4 ページでございます。「優秀な人材を確保・育成・定着できる支援を実施」ということで、左側にインターンシップ事業ということが書いてございます。

右側には、若手人材の確保・育成・定着、そこまで一貫してということが書かれてございます。

一番下には、キャリア教育も重要ではないかということが書いてございます。

5 ページでございます。「新たな取引機会の拡大（販路開拓、海外展開）」でございまして、今、大企業の撤退も相次いでおりますし、そういったことで販路縮小に悩む企業が増えておりますので、そういった方々をどう支援できるかということでございます。

下の箱でございましてけれども、海外展開が非常に進んできておりますので、このさらなる推進も課題になっているということでございます。

6 ページでございます。「小さな企業の取引環境を改善」ということで、円高でございますとか、大企業の海外移転に伴って取引条件が悪化しておりますが、それに伴った下請取引、下請代金法の取り締まり対象の拡大でございますとか、下請の企業グループごとのソフト支援も課題になっております。

7 ページでございます。「小さな企業の技術力の向上・技術・技能の継承を支援」でございまして。

3つある四角囲みの一番上でございますけれども、中小・小規模企業の技術力のさらなる向上ということで、新たな技術開発制度の創設でありますとか、産業集積の活性化が出ております。

真ん中の枠囲みでございましてけれども、技術・技術の継承ということで、ものづくりマイスターとか、新たな制度の創設を掲げてございます。

7 ページの一番下では、事業承継の円滑化ということで、税制の話でありますとか、事業引き継ぎ支援センターといったことが書かれてございます。

8 ページでございます。「企業の段階・形態・指向に応じた資金調達の支援」ということで、資金調達の面でございます。

これは2つに分かれるかと思っております。真ん中の色のついた楕円のところでございますけれども、左側が日々の安定的な運転資金、右側が成長に向けた資本ということで、ちょっとフェーズの異なる資金でございますが、それぞれに更に必要ではないかということを書いてあるわけでございます。

9ページでございます。「さまざまなスタイルの起業・創業をきめ細かく支援」でございます。一番上の四角では、大企業を飛び出して起業することの後押しでありますとか、起業やベンチャー投資を促すような税制といったことを掲げてございます。

真ん中のところでございますけれども、個人や地域での開業の支援でございます。若手や女性の思い切った起業を後押しするということを掲げてございます。

一番下では、いわゆる後継者の方の第二創業といったものも支援できないかということが書いてあるわけでございます。

10ページでございます。「女性が安心して働くことができる環境の整備」ということで、一番上は子育て支援サービスの拡充でございます。

真ん中の欄ですが、左側で、女性が働きやすい企業を増やすために、表彰その他をしてはどうかということが書かれてございます。

右側で、仕事のブランクを埋めたい女性求職者をサポートしてはどうかということで、主婦向けインターンシップというアイデアも書いてあるわけでございます。

ちなみに、数字ですけれども、グラフの一番右のところですが、第一子を出産される前後でのお母さんの就業状況ですと、無職の方が62.1%ということで、まだまだ高い割合になっているということでございます。

11ページでございます。「地域を支える小さな企業（商店街等）の支援」でございます。

左側の四角でございますけれども、商店会が担う役割ということで、高齢者の社会生活支援拠点としての役割、医療を補完する拠点としての役割、子育てを支援する拠点としての役割、こういったいろんなコミュニティ機能があると考えてございます。

右側ですけれども、商店街の核となる個店の育成を支援するということで、経営指導でございますとか、店舗改装の支援を掲げてあります。

駆け足でいかせていただきますが、12ページでございます。「小さな企業が真に使いやすい補助金制度に柔軟化」ということで、第1点は、補助金額の小口化。

第2点は、申請書類の簡素化。

第3点は、用途制限の緩和。

第4点は、長期化・複数年度ということが、課題として書かれております。

13ページでございます。「未来会議は、今後の企業と国・行政の深く長い対話の第一歩」ということで、これまでの反省として、津々浦々にわたる小さな企業と私ども行政とが、十分に対話をしてこなかったのではないかとということで、これを第一歩として、更に対話を深めていきたいということを掲げてございます。

以上、大変駆け足ですけれども、資料3-1でございます。

本文は、縦長の方のとりまとめでございまして、是非これも御紹介したいんですけれども、時間の関係で割愛させていただきます。要点は以上のとおりでございます。

それから、もうちょっとだけ済みません。お付き合いをいただければと思いますが、厚いものをどけていただきますと、資料3-2の横のものが出てまいりますので、これもざっと御説明をさせていただければと思います。

資料3-2「“ちいさな企業”未来部会における主要検討課題について」ということで、先ほどのような問題提起に関しまして、どういった検討課題が挙げられるかということをもとめてございます。

これも資料をめぐっていただきますと、1ページ目が目次になっております。

2ページ目「1. 中小企業政策全体における中小・小規模企業の位置付け」でございます。

1も長々書いてございますけれども、グローバル市場を視野に入れた成長指向型企業の支援と地域の雇用や社会を支える地域需要創出型企業の支援は、分けて考えるべきではないかということでございます。

2でございますけれども、現在、中小企業基本法がございまして、一番の根幹の枠組みを定めておりますが、それにおける小規模企業の位置づけも見直しを検討すべきではないかということが書かれてございます。

3といたしまして、中規模企業への支援についても、現在の支援策は十分かどうかということで、検討課題として掲げてございます。

3ページ目でございます。これは参考データでございます。左上の円グラフでございますけれども、最近の倒産件数に占める割合、4人未満の小規模企業が66%ということで大宗を占めております。

上の右側の折れ線グラフでございますけれども、小規模企業の雇用者数は1,098万人から910万人へということで、この10年で17%減っているということでございます。

ただ、一方、下の方のグラフですけれども、上位の層で見ますと、小規模企業であっても、大変利益率のいい会社などもございますので、潜在力を有しているのではないかといいことでございます。

4ページ、中小企業基本法でございますけれども、現在、上の方の第2条第5項で小規模企業の定義がなされてございまして、20人以下または5人以下になっておりますが、これについては、下の囲みの第8条で、必要な考慮を払うものとするという、配慮規定のみということに現状ではなっております。

5ページは、これ以降に申し上げることの項目の羅列になってございます。

- 1、知識サポートプラットフォームを構築するというのが課題。
- 2、経営支援機関の評価・能力を見える化するというのが課題。
- 3、既存機関の経営支援機能の再生強化を図るということ。
- 4、中小企業診断士の専門性の強化。

5、ITクラウドを活用した経営支援。

6、小規模企業支援法の見直し。

7、中小企業経営力強化支援法案の実施ということを掲げてございます。

これをこれ以降のページで簡単に御説明します。

6ページでございます。中小・小規模企業の経営ニーズが非常に複雑化しているということでございますけれども、何といたしても、最近の背景といたしましては、人口減少に伴う国内需要の減少、新興国との競争激化、新興国の市場の拡大が大きな動きとして挙げられるかと思っております。

7ページでございます。知識サポートプラットフォームでございますけれども、意欲はあるものの、知識が十分でなく起業を目指す方、事業承継の方などに向けまして、各段階での生きた知識を円滑に供給できる仕組みを構築したいということが、7ページの知識サポートプラットフォームのコンセプトになってございます。

8ページでございます。左の円グラフですが、そもそも定期的な経営相談をしていない方が64.3%に上っているのが現状でございます。

9ページは、中小企業診断士の専門性の強化でございます。

はしよらせていただきますが、10ページは、先ほどの知識サポートプラットフォームについて、ITクラウドを活用したいということでございます。

急ぎ足で済みません。11ページでございますけれども、中小企業経営力強化支援法案を使っていくということでございますが、更にこれまでも取り組んできております、いわゆる金融機関によるリレーションシップ・バンキングも併せて進めていきたいということでございます。

12ページでございますけれども、資金調達の関係でございます。

これもはしよりますけれども、“ちいさな企業”未来出資といったことが考えられないか。

マル経融資、その他についても改善は考えられないか。

政策金融公庫さんの低利融資制度についても、更に見直しが考えられないかといったことが課題になってございます。

13ページでございますけれども、引き続き、信用保証でありますとかと、個人保証に代表されるような、担保手段の在り方についての見直しも考えられないかということでございます。

14ページは、先ほどとダブるので割愛させていただきます。

15ページは参考ですが、日本の小規模企業は、海外に比べて、どうしても自己資本比率が低く、ベンチャーキャピタルの投資額などもまだまだ少ないということでございます。

16ページは、下請取引の適正化ということを掲げてございます。

17ページは、細かい参考ですので、省略させていただきます。

18ページも同じく下請取引関係ですが、コンプライアンス体制の整備状況などもまだまだ

だ改善の余地があるのではないかということ、データとして示してございます。

急ぎ足で申し訳ありません。もう一点だけ、どうしても資料を御説明させていただきたくて、次に大変分厚い「日本再生戦略」が出てまいるかと思えます。最後にこの資料をかいつまんで御説明させていただきます。

つい先日でございますけれども、7月31日に、日本再生戦略というものを政府として閣議決定いたしました。その中で中小企業政策が大きく位置づけられておりますので、その御紹介をさせていただきます。

日本再生戦略全体がフロンティアを拓き、ともに作る共創の国づくりをしようということがコンセプトになってございますけれども、2ページの一番下のところでございますが、共創の国はすべての人に居場所と出番があり、新しい公共と担い手となる。分厚い中間層が復活するということが書かれてございます。

そこから3ページの一番上にまいるんですけれども、また、共創の国では、地域の中で活動する中小企業が、その能力と機能性を最大限に発揮し、経済や新たなイノベーションを支える中心的な担い手となるということで、こういうふうな中小企業が位置づけられているところでございます。

大分ページを飛ばしていただきまして、20ページでございます。下の方に「④ 担い手としての中小企業 一ちいさな企業に光を当てた地域の核となる中小企業活力倍増プロジェクト」ということで、2020年までの目標として、中小企業の海外売上比率4.4%、開業率が廃業率を定常的に上回るようにするという目標を掲げてございます。

20ページの下から21ページの上にかけて、今まで私ども中小企業庁が未来会議などで考えてまいりましたことが、そのまま再生戦略にも盛り込まれたと考えてございます。

再生戦略の中に大きく4つのプロジェクトがあるんですが、グリーン成長、ライフサイエンスの成長、農林漁業の成長と併せまして、4番目として、中小企業が大きく位置づけられているということでございます。

中小企業戦略といたしましては、御紹介しませんが、34ページから「中小企業戦略」というものが2ページにわたって記載されておりまして、先ほど申し上げた2020年の目標でございますとか、重点施策、小さな企業に光を当てるということが、掲げられているところでございます。

冗長になって失礼いたしました。資料の説明は以上でございます。

○鶴田部会長 ありがとうございます。

ここで、事務局からの説明を踏まえまして、御意見等をいただきたいと思います。御意見等のある方は、名札を立てていただければ、私から指名させていただきたいと思えます。

西川委員、どうぞ。

○西川委員 済みません。私、所用で中座をいたしますので、お許しいただきたいと思えます。

今、高島さんからの御説明で、大変御苦勞様でございました。まず感謝を申し上げます。

それから、反省というお言葉があったけれども、それはそんなに反省するほどではなくて、よくやっておられると思います。それはそれで結構だと思います。

1点、未来会議の締めくくりは、23区を代表して、本区に長官がお見えくださって、上げていただいたわけではありますが、これには深く感謝を申し上げます。

今の御説明の中で、どこにも地方自治体という言葉が出てこない。それから、今の御説明で国・行政、私ども行政という御説明があった。広域な都道府県もしかりであります、810か所、私は全国市長会を代表して御質問申し上げたいけれども、いわゆる基礎自治体も産業の部や課を置いておまして、このごろは権限がなくても、就業支援課も置いて、一生懸命頑張っているところが多いわけですが、ここの位置づけはいかがになりますでしょうか。商工会議所さんやその他関係団体のお名前は出てくるんですが、最後に「行政」とあったので、期待をしていたんですが、地方政府については一言のお言葉もないのは、どういう位置づけなのかを伺いたいと存じます。

○鶴田部会長 ありがとうございます。

高島課長、よろしいですか。

○高島経営支援課長 失礼いたしました。飛ばしてしまいました。分厚くて恐縮なんです、資料3-1の縦の「“ちいさな企業”未来会議（“日本の未来”応援会議～小さな企業が日本を変える～）取りまとめ（案）」の48ページを開けていただけませんか。資料3-1の縦の48ページに「（5）国と地方の役割分担」と出てまいります。今、西川委員からお話がありましたとおり、都道府県や市町村におかれましても、地域の特色に応じた中小企業施策をやっていることは、勿論でございます。双方が適切に役割分担を行い、効果的に支援を行っていくことが重要であるということです。

②のところなんですけれども、他方、これまで中小企業基本法を99年に改正してきましたが、小規模企業に焦点を当てた政策が十分ではなかったのではないかと。それから、国から地方公共団体への小規模企業関連施策の移管をしても、必ずしも地方公共団体様の方で、関連施策がきめ細かで、厚みのあるものとして重点化されていると言えるだろうかということの問題意識として書いてございます。

③ですけれども、このため、国自身として、もう一度、小さな企業に焦点を当てた施策体系を再構築する。ただ、その際には、地方公共団体による取組みとの役割分担を考慮することが当然求められると書いてあるところでございます。

○西川委員 もう一回だけでやめますけれども、よろしいですか。

○鶴田部会長 西川委員、どうぞ。

○西川委員 当時を考えますと、178万社に対して、特別支援の融資をしたときも、地方自治体の長のハンコがあれば、信用保証協会が直ちにと、ある種の分権化もあって、あの政策が非常にうまく行って、当時の国会議員の1人として、紺谷典子先生辺りには、大変素晴らしい政策だったとお褒めをいただいています。そのことについて、そういう反省があるなら、地方自治体に講習などを積まれたり、いろいろして、分権を図っていただけ

ればということをお願いしたいと存じます。御努力には敬意を表しておるんですけれどもね。

○鶴田部会長 ありがとうございます。

御理解、よろしいですか。

○高島経営支援課長 はい。

○鶴田部会長 ありがとうございます。

部長、どうぞ。

○徳増経営支援部長 御意見ありがとうございます。

“ちいさな企業” 未来会議におきまして、こちら側から計画した上に、自治体側からも御提案をいただいて、会議を開催していただきました。イの一番に区長のところで開いていただきまして、大変ありがとうございました。それ以外にも、岡山でありますとか、愛媛でありますとか、徐々に広がっております、今後そういう形で、自立的な会議が開かれていくことを通じて、より連携関係が進んでいくのではないかと期待しております、決して忘れてはいるわけではございませんので、引き続きよろしく願いいたします。

○鶴田部会長 西川委員、それでよろしいでしょうか。

○西川委員 はい。

○鶴田部会長 ありがとうございます。

ほかの方、御意見があれば、承りたいと思います。

ほかの委員の方はないようでございますので、この辺で質疑を終了させていただきます。

それでは、次の議題に移りたいと思います。議事は「②中小企業経営力強化支援法に基づく基本方針（案）について」でございます。

本件は、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第3条、中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律第3条、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第3条に基づき、枝野経済産業大臣より諮問を受けて、御審議いただくこととしております。

それでは、事務局より資料の説明をお願いいたします。

○林小規模企業政策室長 私は中小企業庁小規模企業政策室長の林と申します。よろしく願いいたします。

資料に基づいて、今回の法律について御説明させていただきます。

お手元の資料4-1をごらんください。

表紙を1枚めくっていただきますと、パワーポイントが出てきます。こちらの真ん中辺りにあります「措置事項の概要」の部分をごらんいただきたいと思っております。

今回の法律について、大きく3つの柱がございます。

1つ目は「1. 支援事業の担い手の多様化・活性化」。国が新たに経営支援機関を認定する、そういった仕組みを今回措置させていただきます。

もう一つは「2. 海外展開に伴う資金調達支援」でございます。中小企業の海外進出支

援、子会社が海外に進出した場合、現地での海外資金調達支援を手当させていただいております。

3つ目は「3. 経営基盤強化計画の廃止」でございます。ここ数年使われていなかった経営基盤強化計画について、廃止をさせていただくということでございます。

それでは、1点目の「1. 支援事業の担い手の多様化・活性化」について、詳細に説明させていただきます。お手元の資料を1枚めくっていただきたいと思います。2ページ目「中小企業支援事業の担い手の多様化・活性化」と書いています。

「問題意識」といたしましては、中小企業の経営課題の多様化・複雑化が背景にございます。内需の減退や円高、震災の影響、取引先企業の海外進出、新興国との競争の激化、さまざまな経営課題が、今、中小企業を取り巻いております。こういった経営課題が従来に比べて非常に複雑化・高度化しているということで、こういったものに対応していかなければいけないというのが、問題意識の1つでございます。

もう一つが、新たな支援事業を行う担い手の登場ということで、地域の金融機関あるいは税理士、会計士、弁護士、こういった方々が新たな支援事業を担えるのではないかとという問題意識がございます。

そして、ここには書いていませんけれども、もう一つ大きな問題意識がございます。皆様御案内のとおり、金融円滑化法が来年3月31日に期限切れを迎えます。延長については未定でございますけれども、金融円滑化法が切れてしまった場合、これに対応していかなければいけないという問題がございます。

皆さん御案内のとおりですけれども、金融円滑化法というのは、決して借金棒引き法ではございません。簡単に申しますと、若干業績不振であっても、金融の世界では債務者区分というものがございまして、この中で、本来なら債務者区分が引き下げられる、正常先から要注意先、要管理先に引き下げられてしまうと同時に、そうなってしまうと、金融機関からニューマネーあるいは借り直しができなくなってしまう可能性がある。そういったことを防ぐためにはどうすればいいかということで、正常先に戻すあるいは維持させるためには、金融機関を説得する説得性の高い経営計画をつくっていかなければいけない。これが世の中に言われている実抜計画、実行性の高い抜本的な経営計画でございますけれども、そういったものをつくっていかなければいけない。そのときに必要なスキルが非常に高度で複雑なものであることから、今回、新たにこういったものをつくられる方々を経営支援機関として認定し、そして、支援事業の担い手として、チームとして入っていただくというのが、今回の法律の大きなねらいの1つでもございます。

「支援措置」といたしましては、今回の大きな政策的な支援措置ですけれども、まずは中小企業支援事業の担い手の多様化・活性化というのが、ねらいとしてあります。既存の中小企業支援者に加え、金融機関、税理士・税理士法人などの支援事業を行う者の認定を通じて、中小企業に対して専門性の高い支援事業を実現する。これが政策的なねらいの大きな1つでございます。

中小企業の支援事業を行う者への支援措置といたしましては、認定を受けますと、中小機構からの専門家の派遣などによる協力や、保証付与による資金調達支援を通じて、中小企業支援事業の支援をするというのが大きなポイントになります。

3ページですけれども、こういった認定に関して、こういった基準になるのかということですが「具体的な認定の基準（案）」を掲げております。

1つ目は、税務、金融及び企業の財務に関する専門的な知識を有していることというのが、大きな要素になります。これはどういうことかといいますと、士業法や個別業法において、税務、金融及び財務に関する専門的な知識が求められる国家資格、業の免許・認可を有すること、または経営革新計画等の策定に際し、主たる支援者として関与した後、当該計画の承認・認定を3件以上受けていることが要件になります。

これはどういうことかといいますと、ここでいう士業法ですけれども、例えば税理士、会計士、弁護士、こういった方々が士業法の中で税務、金融、財務について、きちんとその能力を有しているということが規定されていますので、こういう人たちは、こういったものについて能力があるということを認定させていただこうという考え方でございます。

それから、免許・認可を有することですけれども、例えば金融機関、金融業法、銀行法の中にもこういったスキルについて有することが明記されていますので、これも能力を有するという事で、私どもは認定をさせていただこうと考えています。

それ以外の方々はどうなるかということですが、こちらにありますように、経営革新計画など、農商工連携でも結構ですが、こういった計画の策定について、主たる支援者として関与した。それについて、都道府県から承認・認定を3件以上受けていることが必要になってきます。

これが1つ目の専門的な知識を有するというポイントでございます。

2点目は、専門的見地から財務内容等の経営状況の分析等の指導及び助言に一定程度的実務経験を有することです。これは簡単にいいますと、3年以上中小企業支援に関する業務に関わったことがある。そのうち1年間は、経営計画の策定などの業務について経験があるということを認定の要件としております。

3つ目は、長期かつ継続的に支援業務を実施するための実施体制を有することです。支援業務を実施するために必要な組織体制、あるいは事業基盤を有していることを認定の要件としております。

なお、今回、不適格なものを排除するために、欠格条項のようなものも併せて規定しております。

御参考までに申し上げますけれども、今回、認定支援機関の候補となる機関ですが、既存の中小企業支援者、例えば商工会、商工会議所、全国中小企業団体中央会、中小企業診断士なども、当然こういった認定の対象となります。それに加え、金融機関とか、あるいは税理士、公認会計士、弁護士、こういった士業関係者の方々、民間コンサルの方々、NPO法人の方々も認定の対象となり得ます。

4 ページですけれども「認定を受けることによる効果」でございます。

この認定に取り組むことによって、政策的には既存の中小企業支援者に加え、金融機関などの銀行、税理士法人などの支援事業を行う者を認定することで、支援の担い手の多様化・活性化を図る。更に知識や経験のある専門家を活用して、中小企業に対して、チームとして専門性の高い支援を行うための体制を整備するというのが、効果として挙げられるのではないかと考えております。

地域全体における中小企業に対する支援機能の質が更に高まって、地域の中小企業に対する支援の輪が一層広がることを期待しております。

「認定支援機関等への支援措置」でございますけれども、まず大きく1つ挙げられるのは、中小機構からの専門家の派遣でございます。技術、知財管理、海外展開などを始めとしたさまざまな分野において、メーカーや商社などの実務経験者等の専門家を認定支援機関に派遣するというのが大きなポイントになります。

これはどういうことかということ、認定支援機関はプロなのに、専門家なのに、何でまた専門家を派遣するんだということを疑問に持たれる方もいらっしゃるかと思いますけれども、例えば林商事がマレーシアで事業展開をする。そのトータルな経営計画をつくらなければいけないときに、ある認定を受けた税理士事務所は、経営計画の策定についてはプロかもしれないけれども、マレーシアの事情についてはよくわからないといったときに、中小機構からメーカーあるいは商社を経験された専門家を支援機関の方に派遣していただいて、マレーシアの話も含めて、トータルな経営計画をつくっていただくという仕組みづくりをしていく。その後押しをするのが、1点目でございます。

もう一つは、金融機関が資金の貸し付けを行う際の信用保証について、当該金融機関などの経営支援によるリスク低減に伴い、保証料が減額される仕組みを構築しております。これはどういうことかといいますと、認定を受けた支援機関が、ある企業に支援を行う。当然そういった経営計画を策定し、更にフォローアップをするわけですので、この企業のリスクが低減する。それに伴い、この企業がお金を借りる際に、保証料が減額される。そういった仕組みも今回手当をしております。

それから、今回、新たにNPO法人が認定を受けた場合は、NPO法人が認定支援事業を行う。認定支援機関として認定支援事業を行う場合、どうしてもお金の手当が必要になってくる、資金調達が必要になってくる。そういったときに、中小企業信用保険法の特例措置として、中小企業者としてこれをみなして、資本保証が使えるような手当も今回講じております。

以上、認定については以上でございます。

次にもう一つの大きな柱でございます、海外展開に伴う資金調達支援でございます。大変恐縮ですけれども、今のパワーポイントの1ページ目にお戻りください。真ん中の2になります。

これは絵がごちゃごちゃしていて済みません。簡単に申し上げますと、例えば林商事は東京に本社がある。マレーシアに子会社があります。その際、これまでは林商事東京がお

金を借りまして、林商事マレーシアに資金を送る。親子ローンが主流でございましたが、近年、海外における資金調達需要が増えている。これはなぜかという、1つにはどうしても為替リスクが生じてしまう。林商事の親から林商事マレーシアにお金を送った場合、円貨で送りますと、マレーシアのリンギットに替えた場合、送ったときと返済をするときの送金、このときに、為替リスクが生じてしまう。これを嫌うケースが増えてきている。

もう一つは、国によっては、送金規制がかかってしまうということで、海外における資金調達のニーズが非常に高まっております。林商事マレーシアが実際に海外においてお金を借りようとする、残念ながら、信用リスクが低いので、お金が借りられないということで、現地の銀行は林商事マレーシアに対して、親会社の保証もしくは取引金融機関の保証を持ってこいということをするわけです。ところが、林商事東京もリスクが低いので、そんな親会社の保証は取れないということで、拒まれるわけです。その際に、林商事の親会社が取引銀行に駆け込むわけですが、銀行によっては格付けがない、あるいは格付けが低いということで、現地の金融機関がそれを扱ってくれないケースが生じるわけです。そういった中、今回、そういった中小企業のケースもかなり出てきておりますので、日本公庫が新たに保証を発行しまして、その保証を現地の林商事マレーシアが現地の取引銀行に持って行きまして、それを担保にお金を借りる。これをサポートするのが、今回の大きな柱になります。勿論今回日本公庫のみならず、にくし、日本貿易保険の方も、貿易保険を使って海外の現地調達、資金調達支援をするということも、今回、手当をしています。これが2点目になります。

なお、今回この手当に関しましては、何でもかんでもこれを支援するのではなく、あくまでも政策的意義の高いものに限定して取り組むということで、経営革新計画の中で、海外展開を位置づけて、それについて都道府県から認定を受けたものに限って支援をするという建付になっております。

以上が2つ目でございます。

3つ目は、下にあります「3. 経営基盤強化計画の廃止」でございます。皆様のお手元の資料4-3の縦のA4の1枚をごらんください。資料4-3でございますけれども「経営基盤強化計画の廃止について」でございます。

主務大臣が経済的環境の著しい変化により、業況が悪化している業種を特定業種として認定します。現在は4業種、清酒製造業、電気めっき業、船舶・船舶用機関または船舶用品の製造または修理業、種類卸売業が指定を受けております。

特定業種に属する組合員等が構成員たる中小企業者の将来の経営革新に寄与する経営基盤の強化を図るために作成した経営基盤強化計画を主務大臣から承認を受けると、信用保証あるいは税の支援策の利用が可能となります。

本件につきましては、平成14年3月に種類卸売業が政令指定を受けた後、指定される業種はなく、新たな計画承認も8年間行われておりません。

このため、近年の活用実績を踏まえて、本計画の必要性が薄れてきていることを判断し

まして、政策資源の重点化を図る観点から、経営基盤強化計画制度について廃止することにいたします。

以上が今回の法律の概要でございます。

先ほど部会長からもありましたように、今般の中小企業経営力強化支援法ですけれども、正式には中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の一部の改正になります。それに伴い、先ほど簡単に御説明申し上げました、認定機関の認定基準、あるいは海外事業展開支援に伴う子会社のさまざまな定義、そして、海外展開に伴って日本の中小企業の事業基盤が日本に引き続き残ってもらうようにする配慮規定、そういったものについて、基本計画、省令の中で細かく定めております。そういった基本計画について、変更が今回生じます。また一部省令についても手当がなされますので、今回、法律に基づいて、こういった基本計画の変更については、中小企業政策審議会に諮問をすることが要件づけられています。特に新事業促進法につきましては、審議会からこちらの部会に委任がなされておりますので、今回は基本計画の変更について、皆様に御議論いただきたいと思っております。

長くなりますけれども、具体的に今回基本計画あるいは省令について、どういふ変更がなされたのかということについて、簡単に御説明させていただきます。資料4-2をお手元に御用意いただければと思います。

「I. 経営革新等支援機関の認定制度について」でございます。先ほども簡単に申し上げましたけれども、省令、基本方針の中ではどう書かれているかということについて、簡単に御説明させていただきます。

「1. 経営革新等支援機関の認定基準」でございます。

「(1) 税務、金融及び企業の財務に関して専門的な知識」を有することが、認定要件として求められております。

以下のいずれかに該当することについては、これは私どものガイドライン、運営基準の中で定めさせていただきたいと考えております。

イは、税理士法、弁護士法、公認会計士法または銀行法等に基づき、税務、金融及び企業の財務に関する専門的な知識が求められる資格・免許等を保持していること。これが1つです。

もう一つはロですけれども、主たる支援者として関与した経営革新計画等の承認・認定を3件以上受けていることとなります。

ハが、こういったものに該当しない場合は、所定の研修を受講し、試験に合格すること。

イ、ロ、ハのいずれかについて、クリアしなければならないということにさせていただいております。

「(2) 実務経験」ですけれども、以下のいずれかに該当することを要件としております。

イですけれども、経営革新等支援業務に係る1年以上の実務経験を含む3年以上の中小企業に対する支援事業の実務経験を有すること。

もしくは、所定の研修を受講し、試験に合格することを要件としています。

「(3) 欠格条項」でございます。成年被後見人あるいは暴力団の方、反社会的な方々は今回排除することになっています。

「2. 経営革新等支援機関による実施体制等」です。

「(1) 経営革新等支援業務の内容」ですけれども、中小企業の財務状況などに関する調査・分析。それから、それに関する指導、助言の実施について、今回この業務が求められています。

「(2) 経営革新等支援業務の実施体制」ですけれども、長期間にわたり継続的に実施するために必要な組織体制の確保、個人の場合は、財務状況の健全性あるいは窓口となる拠点の保有が求められております。

以上が認定の要件となります。

それから、告示の中には更に「(1) 国の配慮事項」「(2) 認定経営革新等支援機関の配慮事項」「(3) 独立行政法人中小企業基盤整備機構の配慮事項」などが書かれています。簡単に御説明させていただきます。

国については、定期的に認定支援機関の実施状況について、任意の調査をすることが求められております。それから、商工会等からの報告内容、調査結果を踏まえた適切な対応の実施なども今回求められております。

認定経営革新等支援機関の配慮事項といたしましては、支援機関が支援を行った先、中小企業に対するモニタリングの実施とか、公平な支援業務の実施、これはお客様をより好みしてはいけませんということ、認定支援機関同士の連携、中小企業の会計に関する基本要領、会計に関する指針についての活用の推奨が配慮事項として求められております。

以上が配慮事項でございます。

「4. 認定事務実施機関」につきましては、地方の財務局、経済産業局の連名で実施していきます。

以上が認定に関する話でございます。

もう一つだけ「Ⅱ. 海外展開支援の促進について」ですけれども、先ほど申し上げたように、子会社の定義でございます。

イにありますように、50%以上については、役員比率の制限はございません。

ロですけれども、40~50%については、役員比率が50%以上求められております。

ハですけれども、20~40%かつ筆頭株主については、役員比率の50%以上の派遣が求められております。

いずれにしても、子会社に対して親会社がきちんと経営権を掌握していることが求められるというのが、哲学としてございます。

「2. 国内の事業基盤の維持」。国は海外における事業が行いやすい事業環境の整備を行うとともに、中小企業が国内において本社の維持等に努めるよう促すことものとするという配慮規定も、今回、基本方針の中に入れております。

「Ⅲ. 今後のスケジュール」ですけれども、今、まさにパブリックコメントを実施しております、8月18日を締め切りとしています。

本日の皆様の御審議を踏まえまして、またパブリックコメントを踏まえまして、8月末には施行を実施したいと考えております。

以上が告示、省令に関する御説明でございます。

長くなりましたけれども、最後に1点だけ、資料4-4をごらんください。先ほど申し上げた研修に関する現状の案でございます。

先ほど申し上げたように、能力値が満たない場合は、資料4-4の1枚目の理論研修を受けていただくことになります。

下の方をごらんください。4ですけれども、4コースございます。今回は20日間、120時間の研修を受けていただく形になります。

次のページは「5. 研修カリキュラム概要」でございます。今、申し上げた4つのコースの概要でございます。例えば1であれば、会計規則の原則、3ですと、経営計画の策定についての応用編になります。

今回、弁護士、税理士などの士業でない場合、あるいは金融機関でない場合は、経営革新計画の策定について、3件以上の実績が必要とされていますけれども、仮にこれに満たない場合は、この研修をいただく。場合によっては、1件、2件経営革新計画を策定したことがある、そういう実績のある方については、今のところ、4週間の研修についても、2週間コースの短縮版を用意させていただいて、そちらで代用していただくことも検討中でございます。

研修の最後のページは実践研修ですけれども、経験値が満たない場合は、2日間の実践研修を受けていただく形になります。

駆け足になりましたけれども、以上が今回の法律の概要と、今回、改正の対象となる基本計画、省令についての概要でございました。どうもありがとうございました。

○鶴田部会長 ありがとうございます。

ただいまの事務局からの説明を踏まえまして、各委員より御意見等をいただきたいと存じます。

なお、先ほどと同様に、御意見のある方は名札を立てていただければ、ありがたいと思います。よろしく願いいたします。

関委員、どうぞ。

○関委員 十分理解ができていないかもしれないんですけれども、経営計画支援認定機関をいろいろつくられるというのは、大変結構なことだと思います。これは会計事務所であったり、法律事務所であったり、あるいは我々の金融機関であったりするわけです。

私が中小企業、小規模企業の経営者だと考えて、どうするかということですが、認定機関というのはそれぞれにわかるわけですが、問題は非常に複雑だということですから、場合によっては法律の知識も要るし、会計の知識も要るし、総合的な事業計画をつく

らなければいけないということだと思います。それはだれかが総合的にオルグをして、そして、きちっと責任を持って経営支援計画をつくるという体制は、どういうふうに考えておけばいいのかということが1つです。

それに対して、そういうところは、当然今も幾らでもあるわけです。優秀なところもあれば、だめなところもある。それに対するフィーといいますか、中小企業として、責任を持って支援計画を総合化して、提案してくれるところは一体どこなんだということが1つです。それから、それに対する報酬というのは、どう考えたらいいのか。この2つなんです。

○鶴田部会長 事務局から回答願います。

○林小規模企業政策室長 ありがとうございます。

1点目の責任を持って総合的に対応できる場所はどこなんだということですが、今回、認定支援機関について、総合的に、ハブとして、こういった対応ができると考えております。勿論従来から経営支援について非常に一生懸命やってくださった商工会、商工会議所なども窓口になりますけれども、いろんところが総合的な窓口になり得るんですが、今、やっているところ一つひとつが、そして、認定支援機関も含めて、総合的なハブとして機能することを期待しております。

その中で、この話は、経営革新計画の話だ、経営計画の話だということであれば、認定支援機関の方でそれをそのまま自ら遂行する。場合によっては、これは商工会の話だということであれば、それを振っていくというような、ハブ的な機能を認定支援機関に発揮していただくと同時に、従来からの商工会、商工会議所の機能についても、期待していきたいと考えております。

2点目の報酬ですけれども、今回、認定支援機関が想定する実抜計画の策定について、それにプラスαのさまざまなアドバイス業務のフィーについて、一定程度の基準をつくらうと考えていました。しかしながら、今、公取から、そういった上限を設けてはいけないということなので、今回の報酬については、各支援機関が任意に自由に決めていく形になります。

ただし、法外な料金設定をすることで出てくる可能性がございますので、これについては、私どもの任意の調査を通じて、こういった実態を把握すると同時に、先ほどの配慮規定の中にもありましたように、商工会、商工会議所あるいは中小企業から、ここはおかしいのではないかと、法外な値段をかけているのではないかとということ、いろんな形で報告を受けまして、それを収集して、場合によっては正式な報告徴収をして、改善命令を出したり、いろんなことを考えております。

それから、任意の調査の中、支援の実態がどうなっているかということ、調査の中で、実際にどれぐらいのフィーの設定をしてきたんだということについても、併せて調査をいたしまして、その結果をホームページなどで公表させていただく予定でございます。

○関委員 実践的に考えて、会計事務所とか法律事務所、それぞれ認定機関がたくさんあ

っても、私どもがほしいのは、責任を持って、総合的にきちっと支援計画をつくってくれるところがほしいわけで、そのところがはっきりしてないと、余りワークしないのではないかという気がしております。

○林小規模企業政策室長 今回あえて認定をするというのは、まさにそこでございまして、今回こういった基準を設けまして、こういった認定制度を通じて、能力のあるところを認定する。更に告示の中でもそういったことを規定しておりますので、そういったものを通じて、きちんと対応してまいりたいと思います。

○鶴田部会長 加藤部長、お願いします。

○加藤事業環境部長 ちょっと補足をさせていただきたいと思うんですけども、認定支援制度を入れた趣旨なんですけど、冒頭、林から言いましたけれども、金融円滑化法が最終延長になって切れるのが目に見えておるわけですが、そのプロセスの中で、金融機関の方が本来実抜計画をつくって、その下で中小企業の将来的な絵姿をきちっと共同作業して、その下で条件変更をするという法律の建付にはなっていたんですけども、現実に行っていることは、例えば向こう3年間の数字は同じような数字を並べていて、実抜計画と称して条件変更をしているという向きはたくさんあると聞いています。その状態の下で、金融円滑化法が終了すると、その時点で債権回収に走ってくると思いますので、恐らく倒れてくる中小企業の方がたくさんおられると思います。そういう事態にならないようにしていかなければいけない。

そのために、今年の初めに中小会計要領というものを公表させていただきました。今までの会計要領と違いまして、例えば税効果会計といった、中小企業にとってはほとんど関係のないようなものを思い切って査証しました。

それから、有価証券の計上方法、通常は4区分あるんですけども、それを2区分でいいと簡素化をして、経営の見える化の手法である会計というものをしっかりつくっていただいて、それをベースに中小企業の方が本格的な経営力を発揮するような体制にさせていただきたい。それを後押ししていただくのが、認定支援機関ということでございます。

したがって、林の説明の中では、実抜計画をつくるということを言いましたけれども、勿論その中に実抜計画をつくるというファクターが入るとは思いますが、認定支援機関の業務が実抜計画を金融機関にかわってつくるということを、直接的な目的にはしておりませんので、その辺りは少し誤解があったのかもしれない。

支援機関につきましては、なるべく多くの支援機関の方を認定していきたい。例えば思いからすると、すべての信金の方に認定を取っていただきたい。それから、税理士の方は7万人おられますけれども、税理士の方にお伺いすると、500人か1,000人だということをおっしゃっていますが、けたをもう一つ上げていきたいと思っております。できるだけ多くの方に認定支援機関の認定を受けていただいて、中小企業に個別に寄り添って、その企業にふさわしいオーダーメイドの戦略的な事業計画をおつくりいただきたいと思っております。

フィーにつきましては、先ほど公取との関係がございまして、独禁法上のさまざまな制約がありますので、フィーの上限、下限等をつくることはできませんけれども、できるだけ多くの金融機関及び税理士さん等が認定支援機関に参入されることを通じて、マーケットメカニズムが相応に効いてくると思います。必要に応じて、我々が報告徴収をかけ、改善命令をかけという法的な手段がございまして、そういうものを使いながら、法外なフィーにならないように、目配せをしていきたいと考えております。

先ほど申し上げました認定基準の中に、研修というものが入っています。非常に多くの方に認定を取っていただきたい、そのためには間口を狭くしなければいけない。そうしませんと、実際に変な方が認定支援機関として入ってこられる、参入されることがあります。したがって、基本的な要件は厳しくしたいと思いますが、それに満たない方につきましては、一定のクオリティの研修を受けていただいて、それに合致した方につきましては、堂々と認定支援機関として入っていただく。できるだけ多くの支援機関の方に支援業務をしていただきたいと考えております。

○鶴田部会長 ありがとうございます。

せっかくの関委員の御質問でございますので、徳増部長より内容説明の補足があれば、お願いしたいと思います。

○徳増経営支援部長 ありがとうございます。

関委員に御指摘いただいた、実際の計画をつくる際の責任者は、これまでと全く変わらない。これはそれをつくる際の支援者をどう広げていくかということでございます。例えば金融円滑化法の出口に向けた経営改善計画なりをつくる責任は、これまでどおり金融機関があったり、個人の事業者でございます。ただし、それを応援する応援団が今回の仕組みで非常に大きく広がり、いろんな専門分野を持った人が応援をしてくれるということでございますので、そういうふうに御理解をいただければと思います。

○鶴田部会長 ありがとうございます。

ほかに御意見ございますか。山田委員、どうぞ。

○山田委員 2つ質問がございまして、今の支援機関の認定ということで、機関単位というイメージがあったんですが、これは個別の個人法人、個人の税理士あるいは公認会計士等々をみんな含んでやるということだと思います。国の配慮事項としては、これらの認定されたメンバーに対して、任意の調査と書いてあるんですが、これは全数調査をされるという意味なのか、どういう形で実施状況を補足していくのか。それが1点です。

もう一点は、海外展開に伴う資金調達で、日本公庫から日本の親企業に対する信用性をもって、海外での子会社への資金供与ということだと思うんですが、例えば日本公庫さんと付き合いのない中小企業に対しては、どういう取扱いをされるのか。

その2点を御質問します。

○鶴田部会長 事務局から回答をお願いします。

○林小規模企業政策室長 個人、法人については、個人の事務所も当然含まれます。そし

て、任意の調査については、全数をかけていきます。毎年1回を想定しております。それによって、任意ですので、どこまで返ってくるかわかりませんが、局の協力を得ながら、そういった調査を行って、実態の把握に取り組んでまいりたいと考えております。

○山田委員 数千ということですか。

○林小規模企業政策室長 最終的には1万の数を目指しています。

それから、公庫の保証につきましては、基本的には既存の取引先がメインになりますけれども、勿論新規の取引先から保証の発行について公庫に相談があれば、それについてはきちんと対応していくということで、今、進めております。

○山田委員 それは特に差別化しないということですか。

○林小規模企業政策室長 それはないです。

○鶴田部会長 よろしいでしょうか。

藤田委員、どうぞ。

○藤田委員 商工会を代表してというか、商工会の立場から、3点御意見を申し上げさせていただきます。

第1点目は、新法の認定支援機関と商工会との連携促進を図っていただきたいということでございます。商工会の指導、相談実績は、巡回と窓口相談を含めて、年間330万件以上、そのうち経営革新に係る内容が6万4,000件、経営革新計画の策定を指導した件数だけでも2万4,000件を超えております。先ほどの御説明にもありましたように、今後、中小企業の経営課題が多様化・複雑化することを踏まえれば、商工会といたしましても、年間330万件の指導、相談実績をベースに、専門家や金融機関などと連携した専門的指導をより一層全国的に拡大していかなければいけないと考えているところであります。

今回の新法の国会審議でもありましたように、商工会などの地域支援には、中小企業との日ごろのネットワークを生かして、認定支援機関と中小企業の橋渡しをすることを期待されるということが明らかにされております。したがって、認定支援機関と商工会との連携を図るよう、国や認定支援機関の配慮事項に盛り込むようにすれば、新法の目的達成に大きな効果があると考えておりますので、その点、よろしくお願ひしたいと思います。

続けて、2点目を申し上げます。よろしいですか。

○鶴田部会長 簡単に質問をお願いしたいと思います。

○藤田委員 次は、真に指導力のある税理士や金融機関のみを認定すべきであります。先ほどの実抜計画をつくって、中小企業と金融機関との間で事業を補足していくという、相当高度な支援を遂行していこうというお話でございます。そんな中で、認定基準の案を見ると、銀行資格免許の保持しかとられていないようです。我々としては、真に支援能力の高い認定機関を頼りにしておりますので、認定の数を拡大する余り、認定支援機関の意欲や能力の質の低下を招かないように、十分に御配慮いただきたい。

もう一点目は、新しい専門家派遣の仕組みができて、これまでどおりの専門家派遣が続けられるようにしてほしいということです。私は三重県の商工会でございますが、弁護士

さんを雇用して、巡回をしていただいています。相談ニーズは非常に高く、大変いい評価をいただいております。そういう意味で、新法を受けて新しく創設される知識サポートプラットフォームという仕組みも、専門家的支援方策の1つかと思われませんが、これまで行ってきた専門家派遣制度も、今までのいろんな実績がございますので、新法の認定の有無にかかわらず、今後とも商工会として活用させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

ちょっとはっしょって申しあげました。

○鶴田部会長 ありがとうございます。

3名の方の札が立ってございます。多少重複するところもあると思っておりますので、御意見だけお伺いします。福田委員の方から、順次、上野委員、伊藤委員ということでよろしいですか。お願いします。

○福田委員 経営革新と支援業務の実施体制についてお聞きしたいんですけれども、資料4-2の2ページでございます。2の(2)でございすけれども、ここでは経営革新等支援業務の実施体制ということで、個人事務所の場合には、財務状況の健全性と窓口となる拠点を保有することと記載されておりますが、この場合、法人はどうなるのかというのが1点です。そのときの財務状況の健全性ということですが、具体的な基準はどのようにして決められるのか。その2点をお聞きしたいと思います。

以上です。

○鶴田部会長 ありがとうございます。

上野委員、よろしくをお願いします。

○上野委員 私から意見を申し述べたいと思っております。

先ほど説明がありましたように、金融円滑化法の問題というのは、大変重要な問題でございす。支援機関の認定というのは、既に認定をお受けしている商工会とか商工会議所、あるいは既に認定を受けることを約束されている方々の役割は、非常に重要なわけですが、この人たちだけではやはり足りない。大きな問題があるわけですが、多くの中小企業が金融円滑化法の問題に関わりますので、支援機関の認定制度というのは、大変重要だと思っております。だから、是非これを進めてほしいと思っております。

その場合、もう一つ大事なものは、資料4-1の4ページです。最初のネットワークの構築というところで、支援をする人たちのネットワークのことを強くうたっているんですが、支援をする人たちの話ではなくて、受ける人たちにも、そういうことをアドバイスする中小企業の経営者がたくさんいますので、そういう人たちも地域でメンバーに加えていただくと、より厚みのある支援計画ができると思っております。それが第1点です。

2点目は、海外展開をするときに、海外に行く保証制度を現地の子会社が受けられるというのは、大変重要なやり方ですので、これは是非進める必要があると思っております。

そのときにもう一つ加えなければいけないことは、中小企業の経営者で、既に海外で展開している人たちと、周りにいるあるいはネットワークをつくっている人たちが、その人

たちを頼りにしながら海外展開をすることがありますので、これも中小企業の経営者を巻き込んだ上でやっていくことを考えて、政策をやっていく必要があるだろうと思っています。

以上2点でございます。

○鶴田部会長 ありがとうございます。

伊藤委員、よろしくをお願いします。

○伊藤委員 私も3点ほどございます。

1つは質問ですけれども、企業が改善したとみなす期限があるのか。どうすればここから卒業できるのかという具体的な答えが最終的にあるのか。余り長期化させてもいけないと思うのが、1つの質問です。

それから、サポーターの役になる専門家との相性が物すごく重要になってくると思います。パートナーとして、経営者とともに改善していくわけですが、その辺はチェンジができるのかとか、どういう形で選んでいくのかということ。

3点目は、勿論中小企業を支援するということでは、すごいありがたい法案ではあるんですけども、先ほどの未来会議の資料3-2で、具体的な経営に対しての相談を行っていないという企業が64.3%もあったということがすごく大きな問題だと思いますし、更には子細表をつくっていない中小企業があるということで、ほかの会議で数字を見たことがあるんですが、要は中小企業を支援するイコール中小企業の力を上げていかないと、さすがに海外のマーケットを見つけていくためにも、もしかしたらこれから海外に事業所を増やしていかなければいけない中小企業が増える中で、こんなことでは海外勢とは闘えません。要は専門家に任せたから安心なのではなくて必死なれと、その辺が伝わるようなムーブメントにつながればと思っています。

以上です。

○鶴田部会長 ありがとうございます。

時間の関係もございますので、今のお三方の御質問で、質問はとりあえず打ち切りにさせていただきますと思います。御意見があると思いますが、御了承いただきたいと思ます。

それでは、ただいまのお三方の御質問等について、まとめて事務局より回答をお願いしたいと思います。

○林小規模企業政策室長 ありがとうございます。

藤田委員の御質問ですけれども、商工会との連携については、基本方針の中に連携をするとございます。そして、商工会等からのさまざまな報告、情報提供を受けて、よりよいものにしていくということを基本方針に書かせていただいていますので、引き続き、連携を強化してまいりたいと思います。

先ほど御指摘のとおり、商工会、商工会議所も、経営革新計画の策定について、一生懸命認定を受けるところまでもっていつているという実績は、私も承知しておりますので、

こういった連携を更に深めてまいりたいと考えております。

新しい専門家派遣制度、知識プラットフォームについては、今、検討中でございますけれども、認定支援機関の制度も含めて、既存の支援機関も含めて、みんなが使いやすい形のもを今後ともつくってまいりたい、そういう検討をしてまいりたいと考えております。

福田委員の御質問ですけれども、個人については財務状況を問うが、法人はどうなんだということがございます。基本方針の中では、両方とも、財務の健全性について配慮規定としております。内容がどういうものかということについては、これから細かく詰めるところですが、例えば過去3年間赤字を出していないといったことを、実績として求めるということをイメージしております。

上野委員、いろいろありがとうございます。今回、海外展開支援について、現地でさまざまな問題が生じています。これは決して、今回、第1弾として取り組みました資金調達支援だけではございません。せんだって小松委員のところにお邪魔させていただいたときにも、インドネシアで実際に事業を展開されていて、さまざまな経営問題が生じているという話を伺っています。現地での相談体制、ネットワーク体制をどうするかについては、私どもも重大なポイントだと思っておりますので、今後、引き続き、検討してまいりたいと思っております。

支援事業のネットワークの構築についても、先ほど来ありましたように、既存の支援機関である商工会、商工会議所に加え、実際に支援事業者として登録されていない方々もたくさんいらっしゃると思います。そういった方も含めて、今回の認定支援機関も含めて、厚みのある支援ネットワークをつくっていきたいということで、知識プラットフォームを構築しようということで、今、検討してまいっております。認定支援機関という高度で専門的などころをやるのもありますし、商工会、商工会議所のように、これまで長年地域で培った綿密なネットワーク、信頼性も含めて、さまざまな方々がいらっしゃると思いますが、すべて取り込んで、知識サポートとして、私どもで推奨させていきたいと考えております。

伊藤委員の御質問で、期限があるのかということですが、今回は特に金融円滑化法も含めて、いろんな対応をしていかなければいけないので、基本的には中小企業が持っている経営課題について解決するまで、一定のめどが立つまで、きっちり二人三脚で伴走するということを想定しております。

相性については、実際の商工会、商工会議所のみならず、我々はネットワーク強化事業ということで、いろいろ専門家の派遣制度もやっておりますけれども、これは確かにあります。御不満があったり、あるいはトラブルがあった場合は、先ほどの通報制度を通じて、私どもの局もしくは本省に情報を提供していただきまして、その中で何が問題だったのかということも含めて、我々で分析をして、対応していききたいと思います。相性がある場合で悪ければ、すぐに変えるということもありませんので、そこら辺は現場で臨機応変に対応していくことを想定しております。

未来会議の中でいろいろ議論があって、特に海外について、このままでは負けてしまう、いろんなことにもっと対応していかなければいけない、イエローを出していかなければいけないのではないかという話がありましたけれども、先ほど上野委員からもありましたように、今回、制度をつくりましたが、決して経営計画の策定のみを想定しているわけではございません。告示とか、あるいは省令の中にも書いてあるんですけども、実際はつくって、その後、フォローアップをする。ちゃんと計画が実行されて、実際、果実を生むかどうかについてフォローアップをする、そういうことまで求めています。そういったことも含めて、実際に実績を出すまで伴走していくことを想定しております。そういった面も含めて、きちんとやってまいりたいと思いますので、是非期待をしてください。よろしく申し上げます。

○鶴田部会長 どうぞ。

○加藤事業環境部長 補足だけさせていただきたいと思いますが、福田委員からありました2の(2)のところなんですけど、ここで言いたいのは、基本的には必要な組織体制、事業基盤の確保は持っていただきたいということなんです。

例えば金融機関の方を認定させていただきます。多分本店の方が手を挙げられると思います。そうすると、法人格の単位で認定されます。そうすると、津々浦々の支店、駐在事務所を含めて、どこでも認定機関の一部になりますが、中小企業の方々が実際にそこに行っても、私のところではやっていませんとか、あるいは本店に聞かなければわかりませんということになると、本当の意味でのきめ細かな、血の通ったコンサルができません。したがって、どこに実際の窓口があって、そこでコンサルを受けられるのかという体制を認定のときにしっかり出していただいて、それを認定するという格好にさせていただきたいということでありまして、それを基本方針の中で明らかにすることが、この趣旨でございます。一番大きな趣旨はそうであります。

個人事務所の場合には、そういう大きな体制のチェックは必要ないと思いますが、他方で、電話の相談しか受け付けませんとか、インターネットの相談しか受け付けませんという方がおられたときに、中小企業の方にはフェース・トゥ・フェースでお話をさせていただかなければいけないということで、あえて個人事務所の場合には、窓口となる拠点を保有することを明記的に特記しております。そういうことをしっかりやっていただきたいからでございます。

それから、最後、伊藤委員から幾つかございましたけれども、相性その他がありますけれども、これは全体の認定の裾野を広くやっていきたい。そういう意味では、中小企業者の方の選択権がきちんと働くことが大事なんだろうと思っております。したがって、認定基準の中にも、研修による認定が受けられるような格好にもしていきたいと思っております。

海外展開はまさにそのとおりで、必死になっていただかなければいけないということで、今、別途、海外展開支援フォーラムというものがあります。これは年間百数十回ぐらい各

地でやっっていこうと思っております。国内外シームレスの経営力を発揮することによって、対応することは十分にできるはずですので、そういったベストプラクティスをできるだけしっかりと個々の中小企業の方につぶさに提起する、そういう活動もこの法律の運用に並行して是非やっていきたいと思っております。

○鶴田部会長 加藤部長、ありがとうございました。

大変有意義な御意見を多数いただきまして、本当にありがとうございました。

本来であれば、委員全員の方の御意見を承りたいところですが、時間の関係もございしますので、お許しをちょうだいしたいと思います。

本日、御審議いただいた中小企業経営力強化支援法に基づく基本方針についてでございますが、皆様からさまざまな御意見をいただきましたが、基本的には原案を支持するものであったと思われまますので、この形で御了承ということによろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○鶴田部会長 異議もないようでございますので、そういうふうにさせていただきたいと思えます。

なお、本日、中小企業支援政策に関し、委員の皆様からいただいた意見につきましては、今後の政策の中で、こうした御意見を踏まえて、対応していただきたいと思えます。

次回の部会開催については、現時点においては未定ですが、開催の際には御連絡させていただきたいと思えますので、よろしく願いいたします。

それでは、これをもちまして、本日の「中小企業政策審議会 中小企業経営支援分科会 経営支援部会」を終了とさせていただきます。長時間にわたり御議論いただき、誠にありがとうございました。感謝申し上げます。ありがとうございました。